

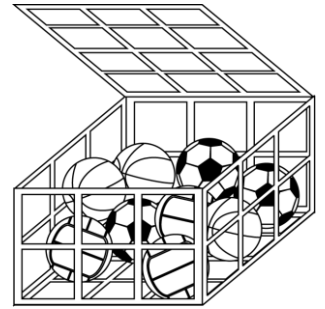
生徒指導だより

第 11 号 ①

令和 6 年 11 月 1 日 発行
市川市立東国分中学校
生徒指導部

11月の活動目標

前期を振り返り、
より良い行動へ改善しよう



秋風祭が終わり、11月上旬には3年生の後期中間試験があります。3年生は、この試験の結果も進路に大きな影響があります。学習の時間をしっかりと取り、腰を据えて取り組んでいきましょう。

また、1・2年生も、11月下旬の試験に向けて気持ちにメリハリをつけ、家庭学習を計画的に進めていきましょう。定期試験の受け方や返却のルールは各学級の掲示物をしっかり確認してください。

11月の活動目標は『前期を振り返り、より良い行動へ改善しよう』です。令和6年度が始まって、半分が過ぎました。これまでの反省をいかして行動を改善しましょう。

具体的な行動の方向性は、「計画的に学習する」「苦手なことに立ち向かう」「まわりの友人と積極的にコミュニケーションをとる」「自分の行動に責任をもつ」など多岐にわたります。これらの方向性は自分自身が決めるものです。是非、後期に向けて自分の力を高めていきましょう。

不審者に要注意

近隣でも不審者の情報が多数寄せられています。特に声をかけられたりすることから始まる人が多いようです。暗くなるのも早くなるので可能な限り次に書かれている対応をお願いします。

- ①「登下校は複数名で行うこと」
- ②「不審者に遭遇した時は大きな声を出し、
すぐ逃げ、近くの駆け込み110番の家に知らせること」
- ③「登下校中に不審者等に声をかけられたり、
不審な行動を見たりした場合は、教員や保護者に必ず伝え、警察にも連絡する」

防犯標語「いかのおすし」

行かない、乗らない、大声を出す、すぐ逃げる、知らせる

最近、市川市内で自転車の盗難が多発しています。盗難にあった自転車の大半は、無施錠でした。自転車から離れる時は鍵をかけるようにしましょう。ワイヤー錠でツーロックをしたり、動かないものに固定したりしましょう。

11月の最終下校時刻 17:00

これからは、日が暮れるのがどんどん早くなっていきます。自分の身を守るためには、自ら危険を避ける努力をすることが不可欠です。寄り道をせずに、まっすぐ家に帰りましょう。

帰り道が心配な場合は、「防犯ブザー」の貸し出しをしています。生徒指導主任まで直接問い合わせてください。

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断路切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。